

健康福祉審議会資料	2024/6/4	資料 1 - 1
第 6 回 スポーツ・健康づくり部会		

部活動の地域移行について

これまで、中野区では、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、活動内容等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、平成30年度（2018年度）に中野区部活動ガイドラインを作成し、それに沿って各校で部活動を実施してきた。また、平成27年（2015年）に、中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例を制定し、学校の部活動支援を含む地域スポーツクラブ事業を推進してきた。

部活動は、スポーツや文化等の活動機会として体力や技能の向上を図る機会であるとともに、人間関係を構築し、自己肯定感、責任感、連帯感を育む、貴重な機会であるが、少子化により活動を継続していくことが難しくなっていたり、休日の指導・大会引率など、部活動が教員の長時間勤務の大きな要因となっていることが課題となっていたりしていることから、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ活動等の場として、新たに地域クラブ活動を整備することが求められている。

このような状況から現時点での考え方、進捗状況について報告する。

1 これまでの実績

(1) 地域スポーツクラブ事業における部活動支援（資料1-2のとおり）

「スポーツを通じた健康づくりに関する施策を効果的に推進するとともに、健康づくりを通じた地域住民の交流を図るため、スポーツ・コミュニティプラザを設置し、もって区民の健康で活力ある地域社会の実現に寄与する」という目的の達成を図るため、区民の健康増進や学校部活動の支援を含む、地域スポーツクラブ事業を推進している。

(2) 学校（教育委員会）における部活動支援、地域移行の実施状況（資料1-3、1-4のとおり）

「令和7年度末までに、中野区内全ての公立中学校で、地域や学校の実態に応じ、学校の部活動の地域連携・地域移行に向けた取組が行われていること」を目指した取り組みを行っている。

- ・令和4年度から部活動検討委員会を開催しており、令和5年度には生徒・保護者・教員へのアンケートによる実態調査や今後の取組を検討した。
- ・令和6年度には地域民間スポーツクラブへの委託によるダンスクラブのモデル実施や、教員に代わって部活動の顧問としての指導や大会引率が可能な部活動指導員の増員など、部活動の地域移行・地域連携の推進に取り組んでいる。

2 国・都の動向

（資料1-5、1-6、1-7）のとおり

3 主な方向性（令和6年度に部活動検討委員会にて検討予定）

- (1) 学校と地域との連携・協働により、将来にわたり生徒がスポーツ等の活動に継続して親しむことができる機会の確保・環境を整備する。
- (2) 学校部活動及び地域クラブ活動において、生徒の自主的・自発的な参加となるよう、指導体制を構築し、休日に教員が部活動の指導に関わることがない環境を構築する。
- (3) 生徒がそれぞれの目標を達成できるよう、短時間で効果を得られるような合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- (4) 生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、休養日や活動時間を設定する。
- (5) 学校部活動において専門的な技術指導に加え、大会引率等ができる部活動指導員及び外部指導者を積極的に配置するなど、地域と連携して指導体制を整備する。
- (6) 生徒だけでなく、地域住民を対象として地域スポーツ等の活動を振興する契機とすること

4 令和6年度に拡充・展開していく事業

- (1) 部活動地域移行に向けた検討委員会の開催（令和5年度より継続）
- (2) 休日部活動の運営主体の地域移行モデル実施
（仮称）スポーツ&レクリエーション体験事業のモデル実施
- (3) 部活動指導員の拡充
 - ・適切な人材の確保や研修などを実施して指導員の質の向上を図る。
 - ・教員の長時間労働・土日の引率などを軽減
1校192日まで指導員を各校2名配置。（配置人数の勤務日数の合計が384日（192日×2名）以内であれば最大4名配置可能）

5 今後のスケジュール（予定）

- ・令和6年度
「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」の策定
- ・令和7年度以降
令和6年度のモデル実施の成果を生かし、休日部活動の運営主体の地域移行を可能な範囲で拡大